

芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場、東浜公園、西浜公園及び芦屋中央公園有料施設の使用料・手数料の改定についてのお知らせ

令和8年5月吉日
SANスポーツマネジメント芦屋

平素はシンコースポーツ体育館・青少年センター並びにシンコースポーツグラウンド、東浜公園、西浜公園及び芦屋中央公園有料施設をご利用いただき誠にありがとうございます。
この度、条例改正により以下のように利用料・手数料が改定となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

【改定時期】

新料金は、令和8年7月1日から適応します。

ただし、令和8年6月30日までに手続きが完了したもの（許可書を交付した予約分など）に限り、改定前の使用料を適用します。

①体育館・青少年センターの利用料・手数料の改定

（体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）に伴う

《 専用使用 》

	改 正 後 (円)				現 行 (円)				
	午前9時～ 午前11時50分	正午～午後 2時50分	午後3～午後 5時50分	午後6～午後 8時50分	午前9時～ 午前11時50分	正午～午後 2時50分	午後3～午後 5時50分	午後6～午後 8時50分	
競技場 1	7,340	7,340	7,340	14,680	6,120	6,120	6,120	12,240	
競技場 2	7,340	7,340	7,340	14,680	6,120	6,120	6,120	12,240	
剣道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040	
柔道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040	
弓道場	弓道 使用	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
	その他 使用	3,740	3,740	3,740	8,780	3,120	3,120	3,120	7,320
控え室	2,010	2,010	2,010	3,160	1,680	1,680	1,680	2,640	
多目的室(1)	860	860	860	1,580	720	720	720	1,320	
多目的室(2)	1,720	1,720	1,720	2,590	1,440	1,440	1,440	2,160	
多目的室(3)	2,880	2,880	2,880	4,890	2,400	2,400	2,400	4,080	
大会議室	2,880	2,880	2,880	4,890	2,400	2,400	2,400	4,080	
第1会議室	1000	1000	1000	1,870	840	840	840	1,560	
第2会議室	860	860	860	1,580	720	720	720	1,320	
第1研修室	1,870	1,870	1,870	2,880	1,560	1,560	1,560	2,400	
第2研修室	1,870	1,870	1,870	2,880	1,560	1,560	1,560	2,400	
音楽室	2,590	2,590	2,590	3,600	2,160	2,160	2,160	3,000	
多目的 研修室	1150	1150	1150	2,160	960	960	960	1,800	

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

《 附属設備等使用料金 》

品名		改正後 (円)	現行 (円)
アリーナ放送設備	1式	1,210	1,010
アリーナ空調設備 (全面)	30分	850	710
アリーナ空調設備 (半面)	30分	420	350
多目的研修室 調理室	1台	600	500
更衣室ロッカー	1回	改正なし	100
物品ロッカー (大)	1台/月	2,430	2,030
物品ロッカー (小)	1台/月	1,210	1,010

《 一般使用 》

使用料			改正後 (円)	現行 (円)
トレーニング室	市内在住・ 在勤・在学 の方	1回	430	360
		回数券 (11枚綴り)	4,300	3,600
	市外の方	1回	860	720
		回数券 (11枚綴り)	8,600	7,200

②有料公園施設の利用料・手数料の改定
(芦屋市都市公園条例の一部改正)に伴う

《 有料公園施設の利用 》

使用料			改正後 (円)	現行 (円)
川西運動場	専用	1区分 (2時間)	1,720	1,440
東浜公園 西浜公園	庭球場	1区分 (2時間)	1,460	1,220
中央公園	野球場 芝生広場	1区分 (2時間)	4,380	3,660

《 附属設備等使用料金 》

品名	単位	改正後 (円)	現行 (円)
野球場 照明設備	30分	2,550	2,130
野球場 放送設備	1回	600	500
野球場 スコアボード	1時間	480	400
川西運動場 照明設備	1時間	60	50

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について

芦屋市では、サービス利用者に適正な負担を求め、受益と負担の適正化を図ることを目的とした「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」を令和4年4月に策定しました。

「使用料・手数料」は、特定の行政サービスの利用者が、その受益の範囲内でサービスの対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から、利用者と非利用者との間に不均等が生じることがないように、利用者への適正な負担を確保する必要があります。そのため、公益施設に関わる維持管理経費の増減や消費税率の改定などの社会経済情勢の変化を反映することができるよう、統一的な基準に基づき算定根拠を明らかにして、原則として4年に一度見直しをおこない、サービスの利用者と非利用者との公平性の確保を図ります。

芦屋市総務財政課からのお知らせより抜粋